

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年8月28日提出
【発行者名】	U B S アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 キース・トゥルーラブ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目2番1号 O t e m a c h i O n e タワー
【事務連絡者氏名】	佐井 経堂
【電話番号】	03-5293-3667
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	U B S 海外株式ファンド Aコース為替ヘッジあり（野村S M A ・ E W向 け） U B S 海外株式ファンド Bコース為替ヘッジなし（野村S M A ・ E W向 け）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	U B S 海外株式ファンド Aコース為替ヘッジあり（野村S M A ・ E W向 け） 5,000億円を上限とします。 U B S 海外株式ファンド Bコース為替ヘッジなし（野村S M A ・ E W向 け） 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

半期報告書を提出しましたので2026年2月27日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」および「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載しています。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

< 更新後 >

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信

これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。

(4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- 資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
 資産配分変型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
 年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
 年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
 年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
 年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
 日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
 その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
 日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
 ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。
 為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225
 TOPIX
 その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
 条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
 ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
 その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)でもご覧頂けます。

ファンドの特色

■ 当ファンドはMSCIコクサイ(日本を除く世界)インデックスを構成する世界株式市場における発行体の株式を主要投資対象とします。^(注5)

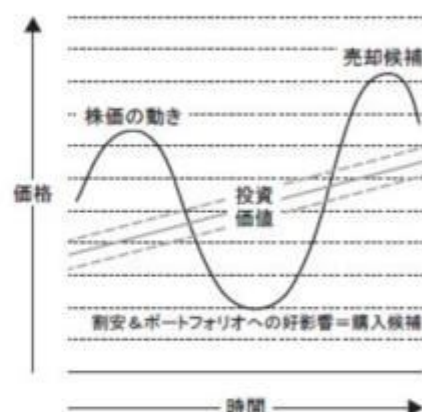
市場価格と投資価値の乖離を超過収益の源泉とし、アクティブ運用によりベンチマーク対比の超過収益の獲得を目指します。

市場価格と投資価値の格差

市場価格と投資価値の乖離が超過収益の源泉となります。

将来のキャッシュフローを生み出すファンダメンタル分析をベースとして投資価値を算出し、個別銘柄、業種、地域／国、通貨の全てのレベルにおいて、市場の価格均衡回復プロセスから生じる超過収益を追求します。

株式市場では、長期的・平均的には企業ファンダメンタルズを反映した価格に収斂していくものの、一時的もしくは銘柄によってはファンダメンタルズから乖離した価格形成が生じることがあります。市場のこうした部分的非効率性に着目し、一貫した投資判断基準を導入することにより、ファンダメンタルズから見て、割安に放置された銘柄に投資することで、市場の価格均衡回復プロセスから生じる超過収益が獲得できるというのが基本的な考え方です。



※上記の図は、例示をもって理解を深めていただくことを目的とした概念図であり、実際の動きとは異なります。

(注5)ファンドは、UBSグローバル株式(除く日本)ファンド・マザーファンド2006(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて表記の投資対象に投資します。なお、世界の株式等に直接投資することがあります。

■ 《UBS海外株式ファンドAコース（野村SMA・EW向け）》

信託財産に属する実質外貨建資産については、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。実質外貨建資産にかかる対円での為替ヘッジは、原則としてマザーファンドのベンチマークであるMSCIコクサイ（日本を除く世界）インデックスの資産配分をベースに行いますが、一部の通貨に対しては、先進主要国通貨等の他通貨を用いた代替ヘッジ（当該一部の通貨に代えてその通貨と相関が高いと判断される通貨で行う対円での為替ヘッジ）を行う場合があります。

■ 《UBS海外株式ファンドBコース（野村SMA・EW向け）》

信託財産に属する実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、外国為替市場動向等により、対円での為替ヘッジを行う場合があります。

◎ 運用プロセス



2026年6月末現在

◎ ファンドの仕組み

〔ファミリーファンド方式について〕

当ファンドは「UBSグローバル株式（除く日本）ファンド・マザーファンド2006」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。「ファミリーファンド方式」とは、投資者がその資金をベビーファンドに投資し、ベビーファンドがその資金を主としてマザーファンドに投資し、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



■ UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッドにマザーファンドの運用指図に関する権限を委託します。

委託する範囲：有価証券等および通貨の運用

委託先名称：UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド
（UBS Asset Management（UK）Ltd）

◎ 主な投資制限

- ・ 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・ 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・ デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。
- ・ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

◎ 分配方針

毎決算時(毎年12月6日。ただし休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、上記の範囲内で市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。
- ・ 収益の分配にあてなかった利益の運用については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 【ファンドの仕組み】

< 更新後 >

委託会社の概況(2026年6月末現在)

- 1) 資本金
2,200百万円
- 2) 沿革
1996年4月1日 : ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立
1998年4月28日 : ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
2000年7月1日 : ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、
ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
2002年4月8日 : ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
2015年12月1日 : UBSアセット・マネジメント株式会社に商号変更
2024年4月2日 : クレディ・スイス証券株式会社から事業譲渡により一部業務を継承

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
UBSアセット・マネジメント・エ イ・ジー	スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ 45	21,600株	100%

2 【投資方針】

(2) 【投資対象】

< 訂正前 >

投資対象とするマザーファンドの概要

< UBSグローバル株式（除く日本）ファンド・マザーファンド2006 >

（前略）

主な投資制限	～（略） 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
--------	---

（後略）

< 訂正後 >

投資対象とするマザーファンドの概要

< UBSグローバル株式（除く日本）ファンド・マザーファンド2006 >

（前略）

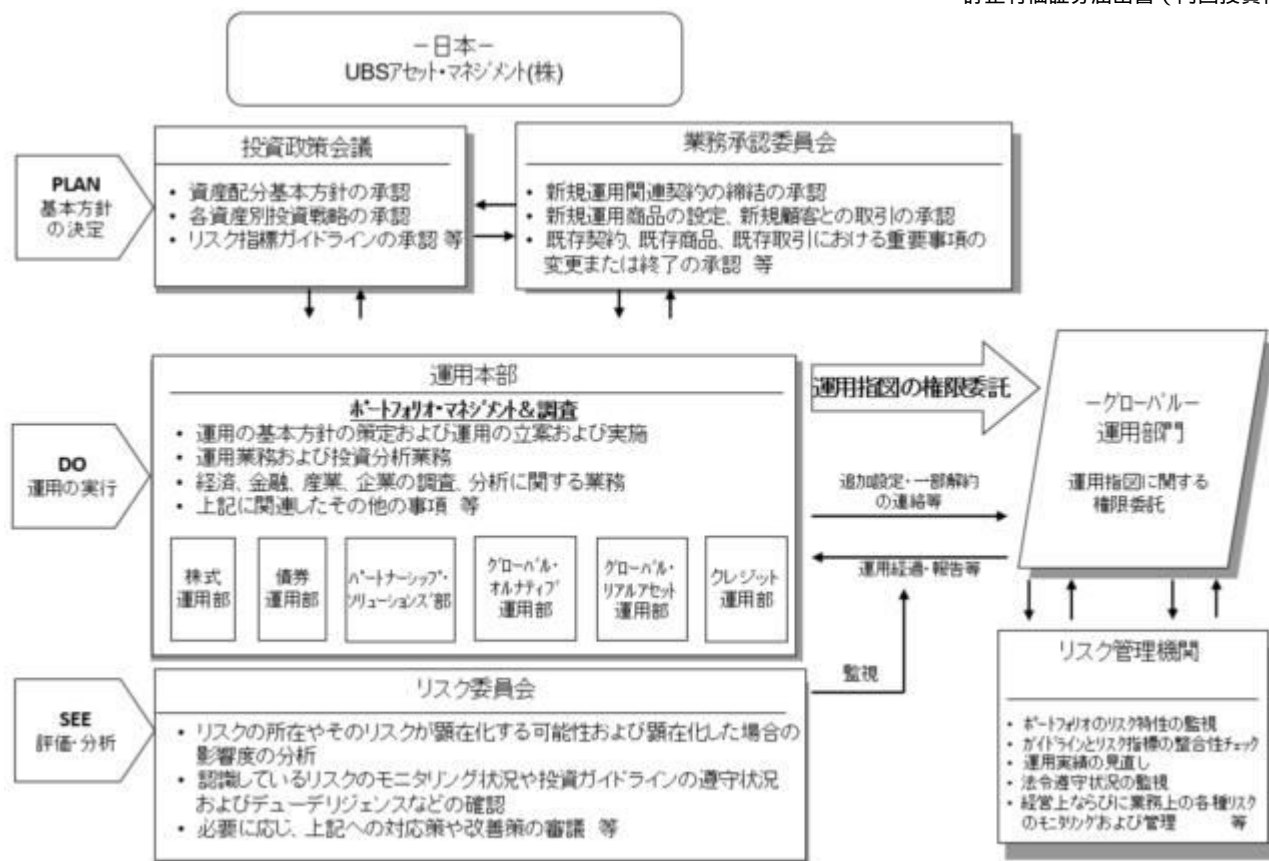
主な投資制限	～（略） 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
--------	---

（後略）

(3) 【運用体制】

< 更新後 >

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。



< 運用体制に関する社内規則等およびファンドに係る法人等の管理 >

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（10～15名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

< 内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織 >

投資政策会議：

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策会議を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策会議は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会：

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品開発部長が招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、審議案件に関する機関投資家営業本部長またはホールセール本部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーション・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、企画管理部長またはその代理の10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：

経営委員会が直接所管する統合運用リスクを除き、経営上ならびに業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況やデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。なお、統合運用リスクについては経営委員会への報告のためリスク委員会にて定期的なモニタリングを行います。リスク委員会は、原則としてジャパン・オペレーティング・オフィサーまたは企画管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、機関投資家営業本部長、ホールセール本部長、UBSパートナー部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーション・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、人事部長、企画管理部長、テクノロジー部長の14名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

上記の運用体制は、2026年6月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(5) 【投資制限】

<訂正前>

約款に定める投資制限

- < UBS 海外株式ファンド Aコース為替ヘッジあり（野村SMA・EW向け）>
- < UBS 海外株式ファンド Bコース為替ヘッジなし（野村SMA・EW向け）>
- 1) ~ 7) (略)
- 8) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 9) ~ 16) (略)
- 17) デリバティブ取引等に係る投資制限
デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 18) ~ 20) (略)
- < UBS グローバル株式（除く日本）ファンド・マザーファンド2006 >
- 1) ~ 7) (略)
- 8) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 9) ~ 15) (略)
- 16) デリバティブ取引等に係る投資制限
デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 17) ~ 18) (略)

<訂正後>

約款に定める投資制限

- < UBS 海外株式ファンド Aコース為替ヘッジあり（野村SMA・EW向け）>
- < UBS 海外株式ファンド Bコース為替ヘッジなし（野村SMA・EW向け）>
- 1) ~ 7) (略)
- 8) 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 9) ~ 16) (略)
- 17) デリバティブ取引等に係る投資制限
デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 18) ~ 20) (略)
- < UBS グローバル株式（除く日本）ファンド・マザーファンド2006 >
- 1) ~ 7) (略)
- 8) 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 9) ~ 15) (略)
- 16) デリバティブ取引等に係る投資制限
デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 17) ~ 18) (略)

3 【投資リスク】

<更新後>

(2) リスク管理体制

委託会社では、投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインや、投資対象資産の流動性リスクを評価するための規程を定め、運用部門から独立した部署等により、運用結果の検証や各種リスクの適切

な管理がモニタリングされます。それらの状況は定期的開催される委員会等に報告され、必要な対策が講じられる態勢となっています。

また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

上記体制は2026年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<更新後>

[UBS海外株式ファンドAコース(野村SMA・EW向け)]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

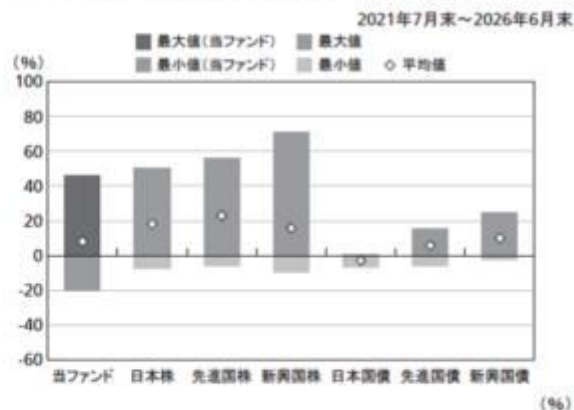


※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年7月末を10,000として指数化しております。

※ 年間騰落率は、2021年7月から2026年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※ 分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	45.9	50.5	55.7	71.2	0.6	15.4	24.5
最小値	△ 20.2	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値	8.1	18.2	23.0	15.9	△ 2.9	5.9	10.0

※ 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※ 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ 2021年7月から2026年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

[UBS海外株式ファンドBコース(野村SMA・EW向け)]

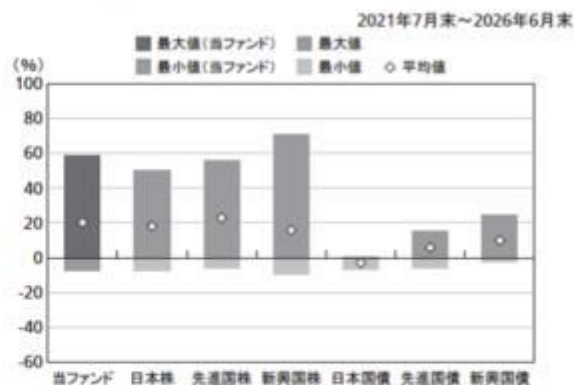
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年7月末を10,000として指数化しております。

※ 年間騰落率は、2021年7月から2026年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	59.0	50.5	55.7	71.2	0.6	15.4	24.5
最小値	△ 7.8	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値	20.2	18.2	23.0	15.9	△ 2.9	5.9	10.0

※ 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※ 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ 2021年7月から2026年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※ 分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

■各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX)（配当込み）
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）
 日本国債：NOMURA-BPI国債
 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）
 新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド（円換算ベース）
 （注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

- ・東証株価指数(TOPIX)（配当込み）
東証株価指数(TOPIX)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
- ・MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）
MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- ・NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
- ・FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）
FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド（円換算ベース）
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

< 更新後 >

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

* 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

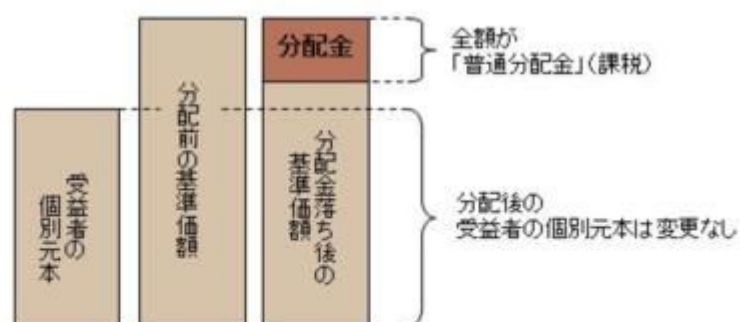
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から

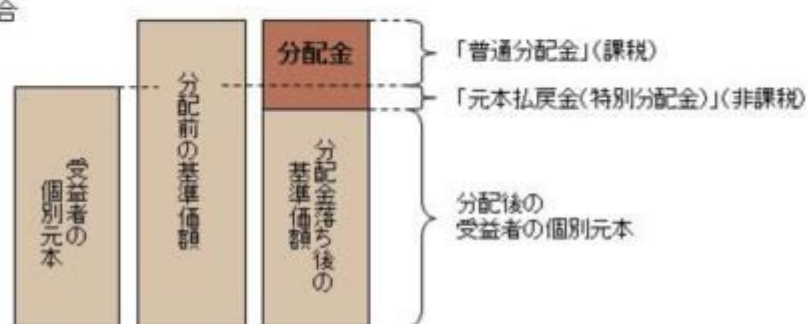
元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
 上記は2026年6月末現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【U B S 海外株式ファンド Aコース為替ヘッジあり（野村SMA・EW向け）】

以下の運用状況は2026年 6月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,094,208,928	100.12
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,277,975	0.12
合計(純資産総額)		1,092,930,953	100.00

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	U B S グローバル株式(除く日本)ファンド・マザーファンド2006	165,623,608	5.9137	979,448,331	6.6066	1,094,208,928	100.12

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
----	---------

親投資信託受益証券	100.12
合計	100.12

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

（為替予約）

資産の種類	通貨	買建 / 売建	数量	帳簿価額 （円）	評価額 （円）	投資比率 （％）
為替予約取引	米ドル	買建	157,000.00	25,412,805	25,438,082	2.33
	ユーロ	買建	15,000.00	2,771,550	2,777,310	0.25
	イギリス・ボンド	買建	5,000.00	1,071,100	1,072,776	0.10
	米ドル	売建	5,709,000.00	914,353,440	925,006,434	84.64
	ユーロ	売建	769,000.00	142,065,060	142,383,426	13.03
	イギリス・ボンド	売建	191,000.00	40,723,110	40,980,062	3.75

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第2計算期間末	（2016年12月 6日）	833	833	0.9969	0.9969
第3計算期間末	（2017年12月 6日）	863	863	1.1623	1.1623
第4計算期間末	（2018年12月 6日）	1,236	1,236	1.1292	1.1292
第5計算期間末	（2019年12月 6日）	1,088	1,088	1.2925	1.2925
第6計算期間末	（2020年12月 7日）	937	937	1.4853	1.4853
第7計算期間末	（2021年12月 6日）	2,651	2,651	1.8061	1.8061
第8計算期間末	（2022年12月 6日）	3,486	3,486	1.6034	1.6034
第9計算期間末	（2023年12月 6日）	3,013	3,013	1.6899	1.6899
第10計算期間末	（2024年12月 6日）	2,868	2,868	1.9047	1.9047
第11計算期間末	（2025年12月 8日）	1,632	1,632	2.1392	2.1392
	2025年 6月末日	2,690	—	1.9453	—
	7月末日	2,715	—	2.0048	—
	8月末日	2,740	—	2.0411	—
	9月末日	1,639	—	2.0424	—
	10月末日	1,613	—	2.0913	—
	11月末日	1,616	—	2.1126	—
	12月末日	1,642	—	2.1534	—
	2026年 1月末日	1,623	—	2.1642	—
	2月末日	1,550	—	2.1308	—
	3月末日	1,425	—	1.9605	—
	4月末日	1,416	—	2.1602	—
	5月末日	1,488	—	2.2879	—

6月末日	1,092	—	2.2352	—
------	-------	---	--------	---

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第2期	2015年12月 8日～2016年12月 6日	0.0000
第3期	2016年12月 7日～2017年12月 6日	0.0000
第4期	2017年12月 7日～2018年12月 6日	0.0000
第5期	2018年12月 7日～2019年12月 6日	0.0000
第6期	2019年12月 7日～2020年12月 7日	0.0000
第7期	2020年12月 8日～2021年12月 6日	0.0000
第8期	2021年12月 7日～2022年12月 6日	0.0000
第9期	2022年12月 7日～2023年12月 6日	0.0000
第10期	2023年12月 7日～2024年12月 6日	0.0000
第11期	2024年12月 7日～2025年12月 8日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第2期	2015年12月 8日～2016年12月 6日	1.5
第3期	2016年12月 7日～2017年12月 6日	16.6
第4期	2017年12月 7日～2018年12月 6日	2.8
第5期	2018年12月 7日～2019年12月 6日	14.5
第6期	2019年12月 7日～2020年12月 7日	14.9
第7期	2020年12月 8日～2021年12月 6日	21.6
第8期	2021年12月 7日～2022年12月 6日	11.2
第9期	2022年12月 7日～2023年12月 6日	5.4
第10期	2023年12月 7日～2024年12月 6日	12.7
第11期	2024年12月 7日～2025年12月 8日	12.3
第12期（中間期）	2025年12月 9日～2026年 6月 8日	3.7

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第2期	2015年12月 8日～2016年12月 6日	396,753,323	222,798,567
第3期	2016年12月 7日～2017年12月 6日	351,373,927	444,755,493
第4期	2017年12月 7日～2018年12月 6日	751,039,175	399,053,501
第5期	2018年12月 7日～2019年12月 6日	165,253,904	418,121,910
第6期	2019年12月 7日～2020年12月 7日	220,930,349	431,704,511
第7期	2020年12月 8日～2021年12月 6日	1,144,322,241	307,735,947
第8期	2021年12月 7日～2022年12月 6日	973,312,684	266,460,044
第9期	2022年12月 7日～2023年12月 6日	321,949,041	713,459,715
第10期	2023年12月 7日～2024年12月 6日	91,984,438	369,343,615
第11期	2024年12月 7日～2025年12月 8日	8,496,455	751,262,358

第12期（中間期）	2025年12月 9日～2026年 6月 8日	13,756,537	127,254,750
-----------	-------------------------	------------	-------------

【U B S 海外株式ファンド B コース為替ヘッジなし（野村S M A ・ E W向け）】

以下の運用状況は2026年 6月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	3,865,736,883	99.08
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	36,056,567	0.92
合計（純資産総額）		3,901,793,450	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託受益証券	U B S グローバル株式（除く日本） ファンド・マザーファンド2006	585,132,577	5.9091	3,457,606,911	6.6066	3,865,736,883	99.08

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.08
合計	99.08

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第2計算期間末（2016年12月 6日）	1,742	1,742	0.9330	0.9330
第3計算期間末（2017年12月 6日）	1,817	1,817	1.1117	1.1117
第4計算期間末（2018年12月 6日）	1,994	1,994	1.0905	1.0905
第5計算期間末（2019年12月 6日）	1,888	1,888	1.2277	1.2277
第6計算期間末（2020年12月 7日）	1,608	1,608	1.3767	1.3767
第7計算期間末（2021年12月 6日）	2,607	2,607	1.7911	1.7911
第8計算期間末（2022年12月 6日）	3,195	3,195	1.9467	1.9467
第9計算期間末（2023年12月 6日）	4,134	4,134	2.3405	2.3405
第10計算期間末（2024年12月 6日）	4,387	4,387	2.8289	2.8289

第11計算期間末	(2025年12月 8日)	4,375	4,375	3.4608	3.4608
	2025年 6月末日	4,157	—	2.8918	—
	7月末日	4,388	—	3.0700	—
	8月末日	4,291	—	3.0943	—
	9月末日	4,189	—	3.1514	—
	10月末日	4,311	—	3.3424	—
	11月末日	4,408	—	3.4422	—
	12月末日	4,380	—	3.5260	—
	2026年 1月末日	4,254	—	3.4996	—
	2月末日	4,145	—	3.4927	—
	3月末日	3,866	—	3.2975	—
	4月末日	4,125	—	3.6649	—
	5月末日	4,321	—	3.8654	—
	6月末日	3,901	—	3.8451	—

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第2期	2015年12月 8日～2016年12月 6日	0.0000
第3期	2016年12月 7日～2017年12月 6日	0.0000
第4期	2017年12月 7日～2018年12月 6日	0.0000
第5期	2018年12月 7日～2019年12月 6日	0.0000
第6期	2019年12月 7日～2020年12月 7日	0.0000
第7期	2020年12月 8日～2021年12月 6日	0.0000
第8期	2021年12月 7日～2022年12月 6日	0.0000
第9期	2022年12月 7日～2023年12月 6日	0.0000
第10期	2023年12月 7日～2024年12月 6日	0.0000
第11期	2024年12月 7日～2025年12月 8日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第2期	2015年12月 8日～2016年12月 6日	6.7
第3期	2016年12月 7日～2017年12月 6日	19.2
第4期	2017年12月 7日～2018年12月 6日	1.9
第5期	2018年12月 7日～2019年12月 6日	12.6
第6期	2019年12月 7日～2020年12月 7日	12.1
第7期	2020年12月 8日～2021年12月 6日	30.1
第8期	2021年12月 7日～2022年12月 6日	8.7
第9期	2022年12月 7日～2023年12月 6日	20.2
第10期	2023年12月 7日～2024年12月 6日	20.9
第11期	2024年12月 7日～2025年12月 8日	22.3
第12期（中間期）	2025年12月 9日～2026年 6月 8日	8.9

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第2期	2015年12月 8日～2016年12月 6日	1,081,274,840	191,830,903
第3期	2016年12月 7日～2017年12月 6日	817,826,218	1,050,341,829
第4期	2017年12月 7日～2018年12月 6日	1,534,168,457	1,339,900,224
第5期	2018年12月 7日～2019年12月 6日	508,490,413	799,735,464
第6期	2019年12月 7日～2020年12月 7日	318,040,423	687,926,857
第7期	2020年12月 8日～2021年12月 6日	675,172,836	387,415,139
第8期	2021年12月 7日～2022年12月 6日	591,116,961	405,407,935
第9期	2022年12月 7日～2023年12月 6日	686,333,066	561,333,429
第10期	2023年12月 7日～2024年12月 6日	199,070,751	414,598,350
第11期	2024年12月 7日～2025年12月 8日	21,929,445	308,477,485
第12期（中間期）	2025年12月 9日～2026年 6月 8日	2,550,994	153,572,331

（参考）

U B S グローバル株式（除く日本）ファンド・マザーファンド2 0 0 6

以下の運用状況は2026年 6月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	5,332,078,525	74.23
	イギリス	398,059,525	5.54
	フランス	200,053,774	2.78
	ジャージー	186,995,938	2.60
	アイルランド	185,417,357	2.58
	カナダ	181,413,539	2.53
	スイス	178,775,770	2.49
	オランダ	169,213,053	2.36
	ドイツ	150,129,415	2.09
	スペイン	113,673,570	1.58
	イタリア	22,068,848	0.31
	小計	7,117,879,314	99.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	65,488,897	0.91
合計(純資産総額)		7,183,368,211	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
------	----	-----	----	----	-------------------	-------------------	------------------	------------------	-----------------

アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半 導体製造装 置	13,232	31,238.96	413,353,975	31,661.17	418,940,711	5.83
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・ 娯楽	6,737	51,719.59	348,434,885	57,429.22	386,900,679	5.39
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費 財・サービ ス流通・小 売り	7,645	37,942.42	290,069,828	38,996.33	298,126,978	4.15
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェ ア・サービ ス	4,693	60,582.83	284,315,255	59,852.08	280,885,822	3.91
アメリカ	株式	MICRON TECHNOLOGY INC	半導体・半 導体製造装 置	1,344	68,449.00	91,995,468	185,982.01	249,959,834	3.48
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半 導体製造装 置	3,552	57,633.83	204,715,381	60,482.15	214,832,616	2.99
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロ ジー・ハー ドウェアお よび機器	4,574	44,506.22	203,571,484	45,751.75	209,268,544	2.91
アメリカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導体・半 導体製造装 置	2,251	38,427.96	86,501,359	87,607.78	197,205,115	2.75
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・ 娯楽	1,905	102,044.25	194,394,301	91,360.61	174,041,970	2.42
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	835	155,113.30	129,519,609	199,728.33	166,773,158	2.32
アイルラ ンド	株式	AIB GROUP PLC	銀行	75,970	1,753.41	133,206,633	1,925.78	146,302,000	2.04
アメリカ	株式	OWENS CORNING	資本財	5,764	18,786.89	108,287,686	25,340.95	146,065,290	2.03
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア 機器・サー ビス	1,853	49,839.11	92,351,880	68,174.56	126,327,478	1.76
イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	3,885	32,851.03	127,626,282	30,747.84	119,455,393	1.66
スペイン	株式	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	銀行	28,459	3,560.57	101,330,361	3,994.29	113,673,570	1.58
アメリカ	株式	FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	銀行	335	324,502.31	108,708,275	337,714.36	113,134,312	1.57
アメリカ	株式	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	11,747	9,559.89	112,300,137	9,509.55	111,708,782	1.56
アメリカ	株式	INGERSOLL-RAND INC	資本財	8,393	14,132.80	118,616,605	13,150.34	110,370,822	1.54
アメリカ	株式	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	素材	8,825	11,875.58	104,802,000	12,422.83	109,631,519	1.53
オランダ	株式	KONINKLIJKE PHILIPS NV	ヘルスケア 機器・サー ビス	24,583	4,446.54	109,309,452	4,416.89	108,580,419	1.51
アメリカ	株式	JBT MAREL CORP	資本財	4,667	20,988.90	97,955,231	22,940.83	107,064,878	1.49
アメリカ	株式	NEXTERA ENERGY INC	公益事業	7,404	15,342.60	113,596,664	14,397.49	106,599,071	1.48
アメリカ	株式	QUALCOMM INC	半導体・半 導体製造装 置	3,434	20,745.32	71,239,438	30,646.24	105,239,191	1.47
アメリカ	株式	ADVANCED DRAINAGE SYSTEMS IN	資本財	4,185	24,241.57	101,451,009	25,086.00	104,984,940	1.46
スイス	株式	ALCON INC	ヘルスケア 機器・サー ビス	9,510	11,944.46	113,591,890	10,959.81	104,227,821	1.45
カナダ	株式	RESTAURANT BRANDS INTERN	消費者サー ビス	8,231	12,482.91	102,746,908	11,895.06	97,908,300	1.36

アメリカ	株式	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,189	72,552.60	86,265,046	81,138.16	96,473,276	1.34
ドイツ	株式	KNORR-BREMSE AG	資本財	5,076	19,220.79	97,564,755	18,247.70	92,625,363	1.29
イギリス	株式	3I GROUP PLC	金融サービス	16,879	5,505.28	92,923,622	5,367.64	90,600,531	1.26
ジャージー	株式	GLENCORE PLC	素材	81,913	1,189.22	97,413,110	1,098.90	90,014,646	1.25

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	4.08
		素材	2.78
		資本財	9.54
		運輸	0.56
		自動車・自動車部品	0.75
		耐久消費財・アパレル	1.13
		消費者サービス	1.36
		メディア・娯楽	9.63
		一般消費財・サービス流通・小売り	5.69
		食品・飲料・タバコ	2.04
		家庭用品・パーソナル用品	0.76
		ヘルスケア機器・サービス	5.52
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	9.86
		銀行	6.43
		金融サービス	6.67
		保険	2.82
		ソフトウェア・サービス	7.51
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.91
		電気通信サービス	1.04
		公益事業	1.48
		半導体・半導体製造装置	16.51
合計			99.09

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報

< 更新後 >

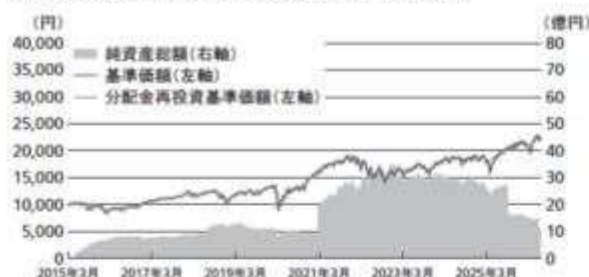
運用実績

◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

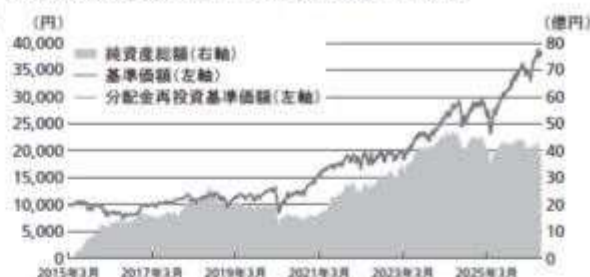
◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移（2026年6月30日現在）

UBS海外株式ファンドAコース（野村SMA・EW向け）



UBS海外株式ファンドBコース（野村SMA・EW向け）



※分配金再投資基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものととして算出。

分配の推移（1万口当たり、税引前）

UBS海外株式ファンドAコース（野村SMA・EW向け）

2021年12月	0円
2022年12月	0円
2023年12月	0円
2024年12月	0円
2025年12月	0円
設定来累計	0円

UBS海外株式ファンドBコース（野村SMA・EW向け）

2021年12月	0円
2022年12月	0円
2023年12月	0円
2024年12月	0円
2025年12月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況（2026年6月30日現在）

組入上位10銘柄

国／地域	種類	銘柄名	業種	投資比率
1 アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	5.83%
2 アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	5.39%
3 アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	4.15%
4 アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	3.91%
5 アメリカ	株式	MICRON TECHNOLOGY INC	半導体・半導体製造装置	3.48%
6 アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	2.99%
7 アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.91%
8 アメリカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導体・半導体製造装置	2.75%
9 アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	2.42%
10 アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.32%

※UBS海外株式ファンドAコース（野村SMA・EW向け）についてはファンドの純資産総額に対し、マザーファンドを100.12%組入れており、UBS海外株式ファンドBコース（野村SMA・EW向け）についてはファンドの純資産総額に対し、マザーファンドを99.08%組入れています。

※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に占める割合。

国／地域別投資比率

国／地域	投資比率
1 アメリカ	74.23%
2 イギリス	5.54%
3 フランス	2.78%
4 ジャージー	2.60%
5 アイルランド	2.58%
その他の国	11.36%
現金・現金・その他の資産	0.91%
合計	100.00%

年間収益率の推移（2026年6月30日現在）

UBS海外株式ファンドAコース（野村SMA・EW向け）



UBS海外株式ファンドBコース（野村SMA・EW向け）



※税引前分配金を再投資したものととして算出。

※2026年は年初から6月末までの騰落率。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

<訂正前>

有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<訂正後>

有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

第3【ファンドの経理状況】

U B S 海外株式ファンド Aコース為替ヘッジあり（野村SMA・EW向け）
U B S 海外株式ファンド Bコース為替ヘッジなし（野村SMA・EW向け）

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2025年12月 9日から2026年 6月 8日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【U B S 海外株式ファンド Aコース為替ヘッジあり（野村SMA・EW向け）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 2025年12月 8日現在	当中間計算期間末 2026年 6月 8日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	16,928,849	15,426,004
親投資信託受益証券	1,626,349,605	1,438,451,916
派生商品評価勘定	-	109,270
未収入金	11,000,000	8,000,000
未収利息	162	253
流動資産合計	1,654,278,616	1,461,987,443
資産合計	1,654,278,616	1,461,987,443
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	10,140,792	12,937,697
未払受託者報酬	1,227,782	843,959
未払委託者報酬	10,190,530	7,004,767
その他未払費用	500,912	360,591
流動負債合計	22,060,016	21,147,014
負債合計	22,060,016	21,147,014
純資産の部		
元本等		
元本	763,011,653	649,513,440
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	869,206,947	791,326,989
（分配準備積立金）	415,135,046	346,800,458
元本等合計	1,632,218,600	1,440,840,429
純資産合計	1,632,218,600	1,440,840,429
負債純資産合計	1,654,278,616	1,461,987,443

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 2024年12月 7日 至 2025年 6月 6日	当中間計算期間 自 2025年12月 9日 至 2026年 6月 8日
営業収益		
受取利息	36,609	44,271
有価証券売買等損益	41,529,257	137,102,311
為替差損益	16,949,947	73,899,383
営業収益合計	24,542,701	63,247,199

	前中間計算期間 自 2024年12月 7日 至 2025年 6月 6日	当中間計算期間 自 2025年12月 9日 至 2026年 6月 8日
営業費用		
受託者報酬	1,453,900	843,959
委託者報酬	12,067,302	7,004,767
その他費用	597,360	366,531
営業費用合計	14,118,562	8,215,257
営業利益又は営業損失（ ）	38,661,263	55,031,942
経常利益又は経常損失（ ）	38,661,263	55,031,942
中間純利益又は中間純損失（ ）	38,661,263	55,031,942
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	12,367,586	3,107,187
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,362,304,294	869,206,947
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,329,864	15,090,182
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,329,864	15,090,182
剰余金減少額又は欠損金増加額	115,419,422	144,894,895
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	115,419,422	144,894,895
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,226,921,059	791,326,989

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客先物売買取相場の仲値によって計算しております。
3. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	(1)金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 (2)剰余金又は欠損金 中間貸借対照表における剰余金又は欠損金について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第211条に基づき、当中間計算期間末の中間剰余金又は中間欠損金の比較情報として、前計算期間末の剰余金又は欠損金を開示しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	前計算期間末 2025年12月 8日現在	当中間計算期間末 2026年 6月 8日現在
1. 計算期間末日および中間計算期間末日における受益権の総数	763,011,653口	649,513,440口
2. 計算期間末日および中間計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.1392円 (21,392円)	2.2183円 (22,183円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

前中間計算期間 自 2024年12月 7日 至 2025年 6月 6日	当中間計算期間 自 2025年12月 9日 至 2026年 6月 8日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 報酬対象期間の日々におけるファンドの純資産総額に、年率0.498%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じて合計した金額	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 同左
2. その他費用 その他費用は、監査費用274,101円、目論見書印刷費用28,675円、ほふり費用11,600円、運用報告書印刷費用277,044円およびその他5,940円です。	2. その他費用 その他費用は、監査費用106,741円、目論見書印刷費用23,989円、ほふり費用6,145円、運用報告書印刷費用223,716円およびその他5,940円です。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	前計算期間末 2025年12月 8日現在	当中間計算期間末 2026年 6月 8日現在
----	-------------------------	---------------------------

1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	金融商品は原則として全て時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

前計算期間末（2025年12月 8日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超（円）		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	1,346,221,296	-	1,353,158,232	6,936,936
	ユーロ	209,123,392	-	211,038,328	1,914,936
	イギリス・ポンド	60,705,300	-	61,994,220	1,288,920
合計		1,616,049,988	-	1,626,190,780	10,140,792

当中間計算期間末（2026年 6月 8日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超（円）		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	312,312,000	-	312,310,050	1,950
	ユーロ	48,755,256	-	48,785,959	30,703
	イギリス・ポンド	16,658,460	-	16,672,367	13,907
	売建				
	米ドル	1,222,526,231	-	1,235,146,208	12,619,977
	ユーロ	192,066,976	-	192,002,316	64,660
	イギリス・ポンド	57,396,270	-	57,712,040	315,770
合計		1,849,715,193	-	1,862,628,940	12,828,427

(注1)時価の算定方法

為替予約の時価

1. 前計算期間末日および当中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のよう

に評価しております。
前計算期間末日および当中間計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

前計算期間末日および当中間計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ)前計算期間末日および当中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後 2 つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ)前計算期間末日および当中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2.前計算期間末日および当中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、前計算期間末日および当中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

3.上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されていません。

(その他の注記)

項目	前計算期間 自 2024年12月 7日 至 2025年12月 8日	当中間計算期間 自 2025年12月 9日 至 2026年 6月 8日
元本の推移		
期首元本額	1,505,777,556円	763,011,653円
期中追加設定元本額	8,496,455円	13,756,537円
期中一部解約元本額	751,262,358円	127,254,750円

【U B S 海外株式ファンド Bコース為替ヘッジなし（野村SMA・EW向け）】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 2025年12月 8日現在	当中間計算期間末 2026年 6月 8日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	44,572,836	43,369,026
親投資信託受益証券	4,332,315,142	4,153,245,371
未収入金	22,000,000	22,000,000
未収利息	427	712
流動資産合計	4,398,888,405	4,218,615,109
資産合計	4,398,888,405	4,218,615,109
負債の部		
流動負債		
未払解約金	344,535	35,012
未払受託者報酬	2,364,202	2,304,146
未払委託者報酬	19,622,807	19,124,352
その他未払費用	710,445	633,565
流動負債合計	23,041,989	22,097,075
負債合計	23,041,989	22,097,075
純資産の部		
元本等		
元本	1,264,401,779	1,113,380,442
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3,111,444,637	3,083,137,592
（分配準備積立金）	2,062,263,228	1,812,019,784
元本等合計	4,375,846,416	4,196,518,034
純資産合計	4,375,846,416	4,196,518,034
負債純資産合計	4,398,888,405	4,218,615,109

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 2024年12月 7日 至 2025年 6月 6日	当中間計算期間 自 2025年12月 9日 至 2026年 6月 8日
営業収益		
受取利息	56,650	121,618
有価証券売買等損益	79,198,591	382,930,229
営業収益合計	79,141,941	383,051,847
営業費用		
受託者報酬	2,256,390	2,304,146

	前中間計算期間 自 2024年12月 7日 至 2025年 6月 6日	当中間計算期間 自 2025年12月 9日 至 2026年 6月 8日
委託者報酬	18,727,980	19,124,352
その他費用	756,911	633,565
営業費用合計	21,741,281	22,062,063
営業利益又は営業損失（ ）	100,883,222	360,989,784
経常利益又は経常損失（ ）	100,883,222	360,989,784
中間純利益又は中間純損失（ ）	100,883,222	360,989,784
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	12,051,403	17,636,555
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,836,594,892	3,111,444,637
剰余金増加額又は欠損金減少額	37,384,005	6,249,079
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	37,384,005	6,249,079
剰余金減少額又は欠損金増加額	237,919,922	377,909,353
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	237,919,922	377,909,353
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2,547,227,156	3,083,137,592

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	(1) 金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 (2) 剰余金又は欠損金 中間貸借対照表における剰余金又は欠損金について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第211条に基づき、当中間計算期間末の中間剰余金又は中間欠損金の比較情報として、前計算期間末の剰余金又は欠損金を開示しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	前計算期間末 2025年12月 8日現在	当中間計算期間末 2026年 6月 8日現在
1. 計算期間末日および中間計算期間末日における受益権の総数	1,264,401,779口	1,113,380,442口
2. 計算期間末日および中間計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3.4608円 (34,608円)	3.7692円 (37,692円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

前中間計算期間 自 2024年12月 7日 至 2025年 6月 6日	当中間計算期間 自 2025年12月 9日 至 2026年 6月 8日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 報酬対象期間の日々におけるファンドの純資産総額に年率0.498%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じて合計した金額	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 同左
2. その他費用 その他費用は、監査費用425,250円、目論見書印刷費用42,713円、ほふり費用11,904円および運用報告書印刷費用277,044円です。	2. その他費用 その他費用は、監査費用291,227円、目論見書印刷費用49,184円、ほふり費用9,772円および運用報告書印刷費用283,382円です。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	前計算期間末 2025年12月 8日現在	当中間計算期間末 2026年 6月 8日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	金融商品は原則として全て時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。

2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
---------------------------------------	---	--

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前計算期間 自 2024年12月 7日 至 2025年12月 8日	当中間計算期間 自 2025年12月 9日 至 2026年 6月 8日
元本の推移		
期首元本額	1,550,949,819円	1,264,401,779円
期中追加設定元本額	21,929,445円	2,550,994円
期中一部解約元本額	308,477,485円	153,572,331円

（参考）

当ファンドは「U B S グローバル株式（除く日本）ファンド・マザーファンド2006」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。

なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「U B S グローバル株式（除く日本）ファンド・マザーファンド2006」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

U B S グローバル株式（除く日本）ファンド・マザーファンド2006

貸借対照表

（単位：円）

	2025年12月 8日現在	2026年 6月 8日現在
資産の部		
流動資産		
預金	140,933,012	85,788,271
コール・ローン	4,360,214	26,006,890
株式	8,071,569,362	7,707,167,995
未収入金	57,781,542	37,037,926
未収配当金	5,396,819	5,528,530
未収利息	41	427
流動資産合計	8,280,040,990	7,861,530,039
資産合計	8,280,040,990	7,861,530,039
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	51,330	27,035
未払金	66,500,224	16,920,789
未払解約金	33,000,000	30,000,000
流動負債合計	99,551,554	46,947,824
負債合計	99,551,554	46,947,824
純資産の部		
元本等		
元本	1,384,662,872	1,207,675,877
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	6,795,826,564	6,606,906,338

	2025年12月 8日現在	2026年 6月 8日現在
元本等合計	8,180,489,436	7,814,582,215
純資産合計	8,180,489,436	7,814,582,215
負債純資産合計	8,280,040,990	7,861,530,039

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、わが国における開示対象ファンドの中間期末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における開示対象ファンドの中間期末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	(1) 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2) 金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年12月 8日現在	2026年 6月 8日現在
1. 開示対象ファンドの期末日および中間期末日における受益権の総数	1,384,662,872口	1,207,675,877口
2. 開示対象ファンドの期末日および中間期末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	5.9079円 (59,079円)	6.4708円 (64,708円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年12月 8日現在	2026年 6月 8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 売買目的有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（2025年12月 8日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超（円）		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	32,824,730	-	32,799,073	25,657
	売建				
	米ドル	33,000,000	-	33,011,740	11,740
	ユーロ	16,803,240	-	16,814,493	11,253
	スイス・フラン	16,021,490	-	16,024,170	2,680
合計		98,649,460	-	98,649,476	51,330

（2026年 6月 8日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超（円）		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	8,200,000	-	8,227,035	27,035
合計		8,200,000	-	8,227,035	27,035

(注1)時価の算定方法

為替予約の時価

1. 開示対象ファンドの期末日および中間期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のよう評価しております。

開示対象ファンドの期末日および中間期末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

開示対象ファンドの期末日および中間期末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ)開示対象ファンドの期末日および中間期末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ)開示対象ファンドの期末日および中間期末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2. 開示対象ファンドの期末日および中間期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの期末日および中間期末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(その他の注記)

項目	自 2024年12月 7日 至 2025年12月 8日	自 2025年12月 9日 至 2026年 6月 8日
1. 元本の推移		
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	2,006,954,481円	1,384,662,872円
期中追加設定元本額	75,571,465円	15,627,654円
期中一部解約元本額	697,863,074円	192,614,649円
2. 開示対象ファンドの期末日および中間期末日における元本の内訳		
U B S 海外株式ファンド Aコース為替ヘッジあり(野村SMA向け)	92,289,883円	81,257,063円
U B S 海外株式ファンド Bコース為替ヘッジなし(野村SMA向け)	283,780,300円	262,275,696円
U B S 海外株式ファンド Aコース為替ヘッジあり(野村SMA・EW向け)	275,283,875円	222,298,930円
U B S 海外株式ファンド Bコース為替ヘッジなし(野村SMA・EW向け)	733,308,814円	641,844,188円
合計	1,384,662,872円	1,207,675,877円

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2026年 6月30日現在です。

【U B S 海外株式ファンド Aコース為替ヘッジあり（野村S M A ・ E W向け）】

【純資産額計算書】

資産総額	1,104,871,341円
負債総額	11,940,388円
純資産総額（ - ）	1,092,930,953円
発行済口数	488,960,518口
1口当たり純資産額（ / ）	2.2352円

【U B S 海外株式ファンド Bコース為替ヘッジなし（野村S M A ・ E W向け）】

【純資産額計算書】

資産総額	3,904,253,190円
負債総額	2,459,740円
純資産総額（ - ）	3,901,793,450円
発行済口数	1,014,757,215口
1口当たり純資産額（ / ）	3.8451円

（参考）

U B S グローバル株式（除く日本）ファンド・マザーファンド2 0 0 6

純資産額計算書

資産総額	7,183,368,211円
負債総額	—円
純資産総額（ - ）	7,183,368,211円
発行済口数	1,087,293,940口
1口当たり純資産額（ / ）	6.6066円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

< 更新後 >

(1) 資本金の額等

2026年6月末現在の委託会社の資本金の額：	2,200,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	86,400株
発行済株式総数：	21,600株
最近5年間に於ける資本金の額の増減：	該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

経営体制

(取締役会)

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手續を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

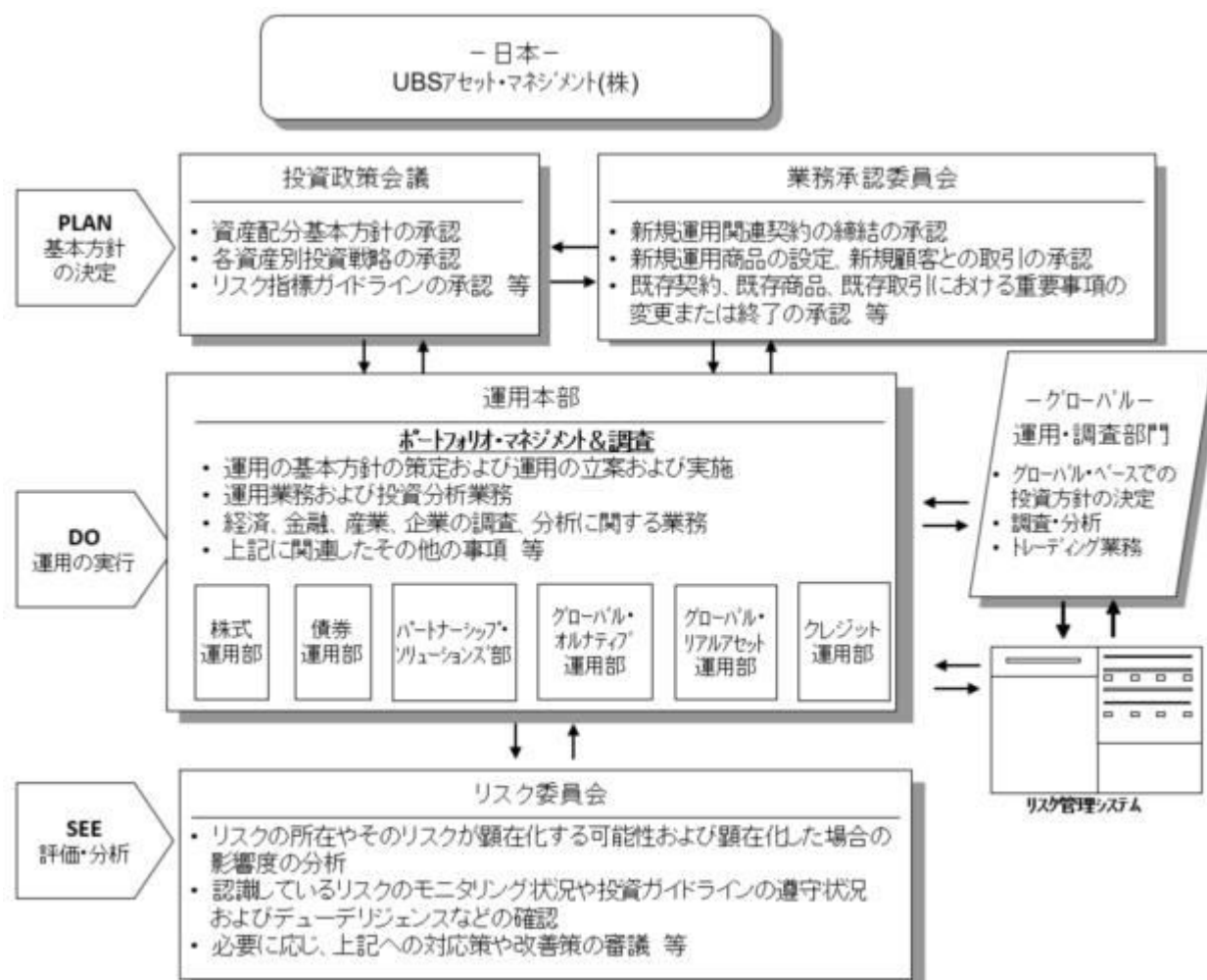
(代表取締役および役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

投資運用の意思決定機構



2026年6月末現在

2【事業の内容及び営業の概況】

< 更新後 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2026年6月末現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	28	27,815
追加型株式投資信託	74	515,171
合計	102	542,987

3【委託会社等の経理状況】

< 更新後 >

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期別		前事業年度 (2024年12月31日)		当事業年度 (2025年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金	*1		2,535,404		2,884,039
未収入金	*1		184,711		107,096
未収委託者報酬	*1		579,091		597,596
未収運用受託報酬	*1		560,509		510,685
その他未収収益			641,829		687,244
前払費用			18,005		15,708
その他			3,577		62
流動資産計			4,523,128		4,802,433
固定資産					
投資その他の資産			498,189		553,861
前払年金費用		223,189		301,861	
繰延税金資産		255,000		252,000	
ゴルフ会員権		20,000		-	
固定資産計			498,189		553,861
資産合計			5,021,318		5,356,295

期別		前事業年度 (2024年12月31日)		当事業年度 (2025年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
預り金	*1		48,296		50,467
未払費用			1,306,303		1,219,809
未払消費税等			10,467		25,834
未払法人税等			82,550		224,970
賞与引当金			645,318		628,977
有給休暇引当金			-		95,833
その他			22,385		6,788
流動負債計			2,115,322		2,252,680

固定負債					
退職給付引当金			1,411		2,870
固定負債計			1,411		2,870
負債合計			2,116,733		2,255,551
（純資産の部）					
株主資本			2,904,584		3,100,743
資本金			2,200,000		2,200,000
利益剰余金			704,584		900,743
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		154,584		350,743	
繰越利益剰余金		154,584		350,743	
純資産合計			2,904,584		3,100,743
負債・純資産合計			5,021,318		5,356,295

（２）【損益計算書】

期別		前事業年度 （自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日）		当事業年度 （自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日）	
科目	注記 番号	内訳	金額 （千円）	内訳	金額 （千円）
営業収益					
委託者報酬			4,005,468		3,641,971
運用受託報酬	*1*2		1,954,971		1,700,332
その他営業収益	*1*3		2,468,820		2,671,548
営業収益計			8,429,260		8,013,853
営業費用					
支払手数料			1,676,399		1,503,111
広告宣伝費			69,921		58,137
調査費			2,669,100		2,304,951
調査費		128,096		102,992	
委託調査費	*1	2,541,003		2,201,958	
委託計算費			201,221		204,309
営業雑経費			50,092		59,644
通信費		791		458	
印刷費		38,243		40,027	
協会費		9,909		9,066	
その他	*1	1,147		10,091	
営業費用計			4,666,734		4,130,153
一般管理費					
給料			2,144,147		2,073,093
役員報酬		161,936		284,961	
給料・手当	*1	1,388,310		1,227,545	
賞与		593,900		468,620	
有給休暇引当金繰入		-		91,966	
交際費			6,429		7,740
旅費交通費			36,934		44,175
租税公課			44,787		39,421
不動産賃借料			243,048		218,472
退職給付費用			96,088		140,766
事務委託費	*1		818,475		712,627
諸経費			52,120		47,605
一般管理費計			3,442,032		3,283,903
営業利益			320,493		599,796
営業外収益					
受取利息		202		1,113	
為替差益		-		37,873	
雑収入		38		13	
営業外収益計			240		39,000
営業外費用					
支払利息	*1	2		-	
為替差損		17,632		-	
雑損失		6,933		3,694	
営業外費用計			24,569		3,694
経常利益			296,164		635,102
税引前当期純利益			296,164		635,102
法人税、住民税及び事業税			130,993		281,363
法人税等調整額			10,600		3,000
当期純利益			154,571		350,738

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(単位：千円)

前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	株主資本 利益剰余金					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益 準備金	その他	利益剰余金 合計		
			利益剰余金 繰越 利益剰余金			
当期首残高	2,200,000	550,000	335,353	885,353	3,085,353	3,085,353
当期中の変動額						
剰余金の配当			335,340	335,340	335,340	335,340
当期純利益			154,571	154,571	154,571	154,571
当期中の変動額合計			180,768	180,768	180,768	180,768
当期末残高	2,200,000	550,000	154,584	704,584	2,904,584	2,904,584

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本 利益剰余金					株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	利益 準備金	その他	利益剰余金 合計			
			利益剰余金				
			繰越 利益剰余金				
当期首残高	2,200,000	550,000	154,584	704,584	2,904,584	2,904,584	
当期中の変動額							
剰余金の配当			154,580	154,580	154,580	154,580	
当期純利益			350,738	350,738	350,738	350,738	
当期中の変動額合計			196,158	196,158	196,158	196,158	
当期末残高	2,200,000	550,000	350,743	900,743	3,100,743	3,100,743	

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。

なお、年金資産の額が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超える場合には、前払年金費用として計上しております。

前払年金費用のうち、役員分は次のとおりであります。

前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
4,649千円	13,566千円

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

(3) 有給休暇引当金

有給休暇引当金は、当期末会計期間末までに付与された従業員の有給休暇の未使用分のうち、使用されると見込まれる分を引当計上しております。

2. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

(3) 成功報酬

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(4) その他営業収益

当社の関係会社から受領する収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき、月次で算定し、役務を提供した期間に収益を認識しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（重要な会計上の見積り）

1. 繰延税金資産の回収可能性

（1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	当事業年度
繰延税金資産	252,000

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（会計方針の変更）

該当ありません

（未適用の会計基準等）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

（1）概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

（2）適用予定日

2028年12月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

現時点において評価中であります。

（貸借対照表関係）

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
現金・預金	1,453,958	1,416,373
未収入金	14,939	10,565
未収運用受託報酬	30	30
その他未収収益	325	159
未払費用	95,435	98,019

（損益計算書関係）

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日	当事業年度 自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日
運用受託報酬	28	28
人件費	21	6
事務委託費	777,122	745,685

*2 運用受託報酬には、次のものを含んでおります。

（単位：千円）

	前事業年度 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日	当事業年度 自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日
投資助言報酬	153,494	272,464

*3 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
----	-------	------------	-------------	-----	-------

2024年3月27日 定時株主総会	普通株式	335,340	15,525	2023年12月31日	2024年3月28日
----------------------	------	---------	--------	-------------	------------

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当ありません。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月27日 定時株主総会	普通株式	154,580	7,156	2024年12月31日	2025年3月28日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第31期 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	350,700	16,236	2025年12月31日	第31期 定時株主総会の翌日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用・調達については短期的な預金・借入等に限定しております。
現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

その他未収収益は、取引相手先を信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

2025年12月31日において、重要性の観点から開示する事項はございません。

なお、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、その他未収収益、預り金、未払費用、未払消費税等及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（注）2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	2,535,404	-
未収入金	184,711	-
未収委託者報酬	579,091	-
未収運用受託報酬	560,509	-
その他未収収益	641,829	-
合計	4,501,545	-

当事業年度（2025年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	2,884,039	-
未収入金	107,096	-
未収委託者報酬	597,596	-
未収運用受託報酬	510,685	-
その他未収収益	687,244	-
合計	4,786,661	-

（退職給付関係）

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店及びUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。複数事業主制度であり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定できることから、確定給付制度の注記に含めて記載しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

退職給付債務の期首残高	956,572
勤務費用	88,319
利息費用	8,300
数理計算上の差異の当期発生額	30,654
退職給付の支払額	60,315
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	962,221

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

年金資産の期首残高	1,084,609
期待運用収益	6,033
数理計算上の差異の当期発生額	39,800
事業主からの拠出額	113,873
退職給付の支払額	60,315
年金資産の期末残高	1,184,000

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	962,221
年金資産	1,184,000
小計	221,778
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	221,778
退職給付引当金	1,411
前払年金費用	223,189
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	221,778

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	88,319
利息費用	8,300
期待運用収益	6,033
数理計算上の差異の費用処理額	70,455
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	20,131

(注)上記の他、特別退職金52,599千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	41%
株式	23%
その他	35%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.910%

長期期待運用収益率 0.58%

予定一時金選択率 100.000%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、23,358千円でありました。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店及びUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。複数事業主制度であり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定できることから、確定給付制度の注記に含めて記載しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

退職給付債務の期首残高	962,221
勤務費用	74,267
利息費用	13,074
数理計算上の差異の当期発生額	61,349
退職給付の支払額	127,443
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	860,770

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

年金資産の期首残高	1,184,000
期待運用収益	6,615
数理計算上の差異の当期発生額	11,347
事業主からの拠出額	107,935
退職給付の支払額	127,443
年金資産の期末残高	1,159,761

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	860,770
年金資産	1,159,761
小計	298,991
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	298,991
退職給付引当金	2,870
前払年金費用	301,861
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	298,991

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	74,267
利息費用	13,074
期待運用収益	6,615
数理計算上の差異の費用処理額	50,002
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	30,722

(注)上記の他、特別退職金87,501千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	42%
株式	24%
その他	34%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.425%
長期期待運用収益率	0.58%
予定一時金選択率	100.000%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、22,542千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)

繰延税金資産		
未払費用	21,400	20,000
減価償却超過額	77,400	105,600
資産除去債務	81,400	96,500
未払事業税	8,200	12,100
株式報酬費用	29,000	24,600
賞与引当金	169,900	142,500
有給休暇引当金	-	29,300
その他	3,300	4,900
繰延税金資産小計	390,600	435,500
評価性引当額	81,000	96,000
繰延税金資産合計	309,600	339,500
繰延税金負債		
前払年金費用	54,600	87,500
繰延税金負債合計	54,600	87,500
繰延税金資産純額	255,000	252,000

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	9.95%	11.42%
過年度法人税等	0.45%	0.63%
評価性引当額の増減	6.42%	2.33%
均等割	0.77%	0.36%
その他	0.41%	1.20%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.81%	44.17%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%へ変更して計算しております。なお、この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

(収益認識関係)

1. 収益を分解した情報

収益の構成は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
委託者報酬	4,005,468	3,641,971
運用受託報酬	1,740,517	1,445,295
成功報酬(注)	214,454	255,036
その他営業収益	2,468,820	2,671,548
合計	8,429,260	8,013,853

(注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

営業収益

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

日本	米国	その他	合計
1,913,478千円	1,589,734千円	920,579千円	4,423,792千円

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

日本	米国	その他	合計
1,662,384千円	1,848,749千円	860,747千円	4,371,881千円

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。
委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客に関する情報

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,473,651千円	投資運用

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,671,576千円	投資運用

（注）委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（*1）UBSグループは、世界50ヵ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（1）親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ユービーエス・エイ・ジー（銀行）	スイス・チューリッヒ	3.4億米ドル	銀行、証券業務	(被所有) 間接100%	金銭の預入れ、資金調達、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ増加減少 運用受託報酬 事務委託費 人件費	5,931,641 5,539,985 28 722,954 21	現金・預金 未収入金 未収運用受託報酬 未払費用	1,453,958 14,939 30 85,323
親会社	UBS Asset Management AG	スイス・チューリッヒ	43百万スイスフラン	資産運用業	(被所有) 直接100%	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	事務委託費	54,167	その他未収収益 未払費用	325 10,112

（注）1. ユービーエス・エイ・ジー（銀行）は、UBS Asset Management AGの親会社であり、当社の親会社の親会社であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
- 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（2）兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	50万スイスフラン	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	296,988 141,970 29,953	その他未収収益 未収入金 未払費用	63,817 70,489 118,035
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	449億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費(受取)	377,406 243,048 3,288	未収入金 その他未収収益 未払費用	13,096 10 187,268
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	29百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	37,280 130,591 38,398	その他未収収益 未払費用	16,999 23,992
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	193,080 255,845 20,121	その他未収収益 未払費用	53,615 55,753
						兼業業務	その他営業収益	231,284	未収入金	1,595

の子会社等	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	172百万英国ポンド	資産運用業	なし	資産運用業務及び、それに関する事務委託等	委託調査費	1,156,513	その他未収収益	72,155
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	50米ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	事務委託費(受取)	269,632	未払費用	133,175
	UBS Asset Management (HongKong) Limited	香港	153百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益	1,491,778	未収入金	1,720
	UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町	51億円	証券業	なし	人件費の立替 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	委託調査費	663,769	その他未収収益	316,011
	クレディ・スイス証券株式会社	東京都千代田区大手町	39,050百万円	証券業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	事務委託費(受取)	262,084	未払費用	152,914
							その他営業収益	32,891	その他未収収益	20,462
							委託調査費	110,089	未払費用	40,784
							事務委託費(受取)	19,080		
							事務委託費(受取)	1,515	未収入金	61,200
							人件費(受取)	65,149	その他未収収益	9,437
									未払費用	61,577
							事務委託費	105,034	その他未収収益	25,446
									未払費用	61,773

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。
5. UBS Asset Management (Americas) LLC は、2024年4月1日付でUBS Hedge Fund Solutions LLCとUBS O'Connor LLCを吸収合併したため、UBS Hedge Fund Solutions LLCとUBS O'Connor LLCの各取引金額とAsset Management (Americas) LLCの取引金額を合算し記載しております。
6. UBS Asset Management Switzerland A.G.は、2024年8月30日付でCredit Suisse Asset Management (Schweiz) A.G.を吸収合併したため、Credit Suisse Asset Management (Schweiz) A.G.とUBS Asset Management Switzerland A.G.の取引金額を合算し記載しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

(1) 親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ユービーエス・エイ・ジー(銀行)	スイス・チューリッヒ	3.34億米ドル	銀行、証券業務	(被所有)間接100%	金銭の預入れ、資金調達、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ増加減少 運用受託報酬 事務委託費 人件費	4,654,916 4,692,501 28 729,696 6	現金・預金 未収入金 未収運用受託報酬 未払費用	1,416,373 10,565 30 96,312
親会社	UBS Asset Management AG	スイス・チューリッヒ	43百万スイスフラン	資産運用業	(被所有)直接100%	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	事務委託費	15,988	その他未収収益 未払費用	159 1,707

(注) 1. ユービーエス・エイ・ジー(銀行)は、UBS Asset Management AGの親会社であり、当社の親会社の親会社であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	50万スイスフラン	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	231,044 189,570 33,724	その他未収収益 未収入金 未払費用	64,658 4,618 87,949
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	449億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費(受取)	300,541 218,472 22,933	未収入金 未払費用	37,672 264,117
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	29百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	33,005 114,066 6,429	その他未収収益 未払費用	12,314 38,528
	UBS Asset		13.9百万			兼業業務	その他営業収益	258,878	その他未収収益	44,838

社の 子 会 社 等	Management (Singapore) Ltd	シンガ ポール	シンガ ポールド ル	資産 運用業	なし	資産運用業務及 び、それに関す る事務委託等	委託調査費 事務委託費	165,307 23,334	未払費用	45,700
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ ロンドン	172百万 英国 ポンド	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及 び、それに関す る事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	202,005 869,813 221,326	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,451 55,618 100,751
	UBS Asset Management (Americas)LLC.	米国・ ウィルミ ントン	50米国 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及 び、それに関す る事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	1,744,771 702,807 221,245	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,608 408,153 179,820
	UBS Asset Management (HongKong) Limited	香港	153百万 香港 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及 び、それに関す る事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	25,299 102,214 12,772	未収入金 その他未収収益 未払費用	16,961 44,973
	UBS SuMi TRUST ウェルス・マネ ジメント株式会 社	東京都千 代田区大 手町	51億円	証券業	なし	人件費の立替 資産運用業務及 び、それに関す る事務委託等	事務委託費(受取) 人件費(受取)	20,903 43,783	未収入金 その他未収収益	2,449 10,209

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりま
す。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

直接親会社 UBS Asset management AG（非上場）

親会社の親会社 ユービーエス・エイ・ジー（銀行）（非上場）

最終的な親会社 UBS Group AG - Zurich (NYSE / SIX 上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	134,471円52銭	143,552円95銭
1株当たり当期純利益金額	7,156円09銭	16,237円91銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載してあ
りません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
当期純利益（千円）	154,571	350,738
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	154,571	350,738
普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2026年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 : 株式会社日本カストディ銀行

資本金の額 : 51,000百万円（2026年3月末現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に
基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受

託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（２）販売会社

名 称	資本金の額 （2026年3月末現在）	事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

（３）投資顧問会社

名 称	資本金の額 （2026年3月末現在）	事業の内容
UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド	172百万英国ポンド	資産運用に関する業務を営んでいます。

独立監査人の中間監査報告書

2026年8月7日

UBSアセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 稲葉 宏和

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS海外株式ファンド Aコース為替ヘッジあり（野村SMA・EW向け）の2025年12月9日から2026年6月8日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、UBS海外株式ファンド Aコース為替ヘッジあり（野村SMA・EW向け）の2026年6月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月9日から2026年6月8日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づ

き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

U B S アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2026年8月7日

U B S アセット・マネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

稲葉 宏和

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているU B S 海外株式ファンド Bコース為替ヘッジなし（野村S M A ・ E W向け）の2025年12月9日から2026年6月8日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、U B S 海外株式ファンド Bコース為替ヘッジなし（野村S M A ・ E W向け）の2026年6月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月9日から2026年6月8日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、U B S アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づ

き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月18日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川井 恵一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継

続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 財務諸表に対する意見表明の基礎となる、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。